

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第56号
事故等種類	転覆
発生日時	平成25年8月31日 06時34分ごろ
発生場所	北海道 <small>らうす</small> 羅臼町 <small>あいどまり</small> 相泊 漁港南西方の海岸付近 羅臼町所在の相泊港南防波堤灯台から真方位219°760m付近 (概位 北緯44°11.0′ 東経145°19.1′)
事故等調査の経過	平成25年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 <small>こうゆう</small> 宏裕丸、1.37トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-89765（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首外縁に亀裂、船底外板に破口等
事故等の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、相泊漁港南西方の海岸にある船揚げ場を出発した。 船長は、波が高かったので、海岸から20m付近の波打ち際で待機することとした。 船長は、波の合間を見ながら、波打ち際から離れたところ、平成25年8月31日06時34分ごろ、本船は、船首方から続けて波を受け、転覆した。 本船の乗組員は、全員が海に投げ出され、船長及び甲板員1人は、海岸から繰り出されているロープにつかまって自力で海岸に上がり、甲板員1人は、来援した僚船に救助された。 本船は、転覆して岩礁に乗り揚げた後、海岸に流されてきた際に引き揚げられた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2 海象：波高 約1.5m、水温 約19℃
その他の事項	船長及び甲板員2人は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、相泊漁港南西方の海岸を離れようとした際、船首方から波を続けて受けたことから、海水が船内に流入し、転覆したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、相泊漁港南西方の海岸を離れようとした際、船首方から波を続けて受けたため、海水が船内に流入し、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 気象情報を適確に把握し、荒天が予想される場合は出発を見合わせる。